

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 千葉県

策定：令和5年 2月 8日

変更：令和6年1月14日

I 収益性向上対策

1 目的

千葉県は、温暖な気候と大消費地に位置する利点を生かし、様々な農産物が生産され、多くの品目が産出額で全国上位を占めている。しかし、本県農業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費形態の変化、産地間競争の激化、生産者の減少と高齢化の進展など、急激かつ大きく変化しており、さらに生産資材価格の高騰や生産物価格の低迷等により、厳しさを増している。

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用の新たな需要に対応し、その国際競争力を強化するとともに、収益力を強化することが早急に必要であるため、生産コストの低減化や効率的な集出荷体制の整備など生産体制の強化を図るとともに、販路拡大に向け、地域の特色を生かした農産物のブランド化・加工品等の開発や輸出なども視野に入れた取組が重要である。

そのためには、地域の農業者や関係団体等が連携して、地域の資源や特徴を生かし創意工夫しながら、消費動向の変化や需要に対応した産地戦略を定め、地域が一丸となって取組を進めていく必要がある。

このような取組を加速化させるため、本県農業について、

- | | | |
|--------------------------|----------------|---------------------------|
| ① 千葉県農林水産業振興計画 | ② 農業振興地域整備基本方針 | ③ 千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 |
| ④ 千葉県水田収益力強化ビジョン | ⑤ 千葉県果樹農業振興計画 | ⑥ 千葉県花植木振興計画 |
| ⑦ 千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針 | | |

と整合させつつ、地域の営農戦略である「産地パワーアップ計画」に基づいて実施する高収益化に向けた産地の主体的な取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
(1) 水稻	<p><千葉県農林水産業振興計画、水田収益力強化ビジョン、千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針></p> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織や地域の中心的経営体への土地利用集積や機械作業の集約化を推進 ・作期分散による規模拡大を推進 ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 ・高性能農業機械の導入による経営規模拡大を推進 ・農地中間管理事業を活用した圃場の集約化を推進 <p>【コスト削減効果の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）</p> <p>集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者、実需者に求められる良食味で高品質な米生産を推進 ・施設整備・機械導入による経営規模拡大を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>販売額又は所得額の増加 → 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に求められる良食味で高品質な米の生産を推進 ・中食・外食等業務用米の需要を拡大し実需と結びついた契約栽培等を推進 ・高性能農業機械の導入及び集出荷貯蔵施設の整備等により、需要に応じた出荷体制の整備を推進 <p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</p> <p>契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較</p> <p>○農産物輸出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <p>【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】</p> <p>輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較</p>

	<p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>【労働生産性の向上の比較の考え方】</p> <p>労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較</p>
--	--

作物名	
(2) 麦・大豆・子実用とうもろこし	<p><千葉県農林水産業振興計画、水田収益力強化ビジョン、千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針></p> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積や中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・麦、大豆・子実用とうもろこしの高品質・安定生産のための団地化と大規模ほ場に対応した機械化の推進 ・麦、大豆・子実用とうもろこしの品質・収量の向上を図るための補助暗きよ、明きよの整備推進 ・大豆の品質・収量の向上を図るための生産技術（大豆300A技術）の推進 <p>【コスト低減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 単位生産数量当たりの全生産コストにより比較（生産費（円）／収穫量（kg））</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆・子実用とうもろこしの高品質・安定生産のための団地化と大規模ほ場に対応した機械化の推進 ・麦、大豆・子実用とうもろこしの品質・収量の向上を図るための補助暗きよ、明きよの整備推進 ・大豆の品質・収量の向上を図るための生産技術（大豆300A技術）の推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>販売額又は所得額の増加 → 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p> <p>○農産物輸出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <p>【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】</p> <p>輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較</p>

	<p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>【労働生産性の向上の比較の考え方】</p> <p>労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較</p>
--	--

作物名	
(3) 落花生	<p><千葉県農林水産業振興計画></p> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・は種や収穫作業等の栽培作業の機械化による規模拡大、生産コストの削減を推進 ・連作障害を回避し、収量、品質の向上を図るため、畑作物の輪作作物として位置付けを推進 ・産地生産力向上のため、収穫作業等の請負組織育成による生産力拡大を推進 ・作業請負組織への作業委託により、生産コストの削減を推進 <p>【コスト削減効果の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 家族経営においては、農業者の全生産コスト（実際に支払った生産費・家族労働費を除いたもの）により比較</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者、実需者に求められる良食味で高品質な落花生の生産を推進 ・省力機械導入による経営規模拡大を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較 又は 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者、実需者に求められる良食味で高品質な落花生生産のための機械導入を推進 ・落花生加工販売業者等の実需者と結びついた契約栽培等を推進 <p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</p> <p>契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較</p>

	<p>○農産物輸出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <p>【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】</p> <p>輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>【労働生産性の向上の比較の考え方】</p> <p>労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較</p>
--	--

作物名	
(4) 野菜 (いも類を含む) 〈施設栽培、 露地栽培〉	<p><千葉県農林水産業振興計画></p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・安定生産と品質向上を図るためのビニールハウス等の設置及び団地化による経営の規模拡大を推進 ・周年出荷と単収増加を実現するため、長期的に多収栽培が可能な養液栽培等の高度な生産管理を行う施設栽培を推進 ・水田や荒廃農地の活用による生産拡大を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較（高収益品目に限る）又は、 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能、省力化機械、省エネ機械等の導入により単位当たりの生産コストの削減を推進 ・高収量技術の導入により単位面積当たりの生産コストの削減を推進

○集出荷コスト10%以上の削減

- ・集出荷貯蔵施設の高度化、大型化の推進による産地流通体制の強化
- ・老朽化している既存の集出荷施設の再整備や再編による産地の規模拡大
- ・多様な需要ニーズに応えるための広域集出荷体制の構築に向けた中核的集出荷施設の整備

【コスト削減効果の考え方】

生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）

集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上

- ・加工業務需要に対応するための省力化、低コスト化機械の導入による規模拡大を推進
- ・量販店や加工業務需要などの定時、定量、定品質供給に対応するための産地間連携や産地リレー、集出荷貯蔵等による戦略的な出荷販売を推進

【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】

契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

○農産物輸出の取組

- ・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上

【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】

輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較

○労働生産性の10%以上の向上

- ・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進

【労働生産性の向上の比較の考え方】

労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較

作物名	
(5) 果樹 <県果樹農業振興計画に位置付けられている品目 等>	<p><千葉県農林水産業振興計画、千葉県果樹農業振興計画></p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・本県において競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え（同一品種の改植）を推進（対象品種は4(1)に記載） ・高品質な果樹の安定生産につながる多目的防災網施設や灌水施設、資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 ・6次産業化や農商工連携による多様な販路の確保 <p style="margin-left: 2em;">【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p style="margin-left: 2em;">販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較（高収益品目に限る）又は、 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p> </p> <p>○生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・高性能、省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・高収量技術の導入により単位面積当たりの生産コストの削減を推進 </p> <p>○集出荷コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設の高度化、大型化の推進による産地流通体制の強化 ・新鮮で高品質な果実を安定的・計画的に出荷するための集出荷施設の再整備を推進 <p style="margin-left: 2em;">【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p style="margin-left: 2em;">生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）</p> <p style="margin-left: 2em;">集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> </p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 <ul style="list-style-type: none"> ・量販店や加工業務需要などの定時、定量、定品質供給に対応するための産地間連携や産地リレー、集出荷貯蔵等による戦略的な出荷販売を推進 <p style="margin-left: 2em;">【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</p> <p style="margin-left: 2em;">契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較</p> </p>

	<p>○農産物輸出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <p>【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】</p> <p>輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>【労働生産性の向上の比較の考え方】</p> <p>労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較</p> <p>なお、果樹については、新植・改植後、収量が安定するまで一定期間を要するため、目標年度を事業実施年度の翌々年度とした場合、事業効果の確認が困難である。そのため、概ね3年以内に新植・改植を実施した圃場が本事業の受益地に含まれている場合、県果樹農業振興計画に位置付けられている振興品目について、成熟年齢が5～13年であることを鑑み、目標年度を事業実施年度から起算して最低成熟年数である5年までの範囲内で設定できることとする。</p>
--	---

作物名	
(6) 花き (切花、鉢花、 観葉 等)	<p><千葉県農林水産業振興計画、千葉県花植木振興計画></p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定生産と品質向上を図るための低コスト耐候性ハウスの導入や露地栽培でのかん水施設の導入を推進 ・高品質、安定生産を実現するため、複合環境制御などの先端技術の普及を推進 ・予冷庫などの整備による計画出荷のための体制づくりを推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較（高収益品目に限る）又は、 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○生産コスト10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・省エネルギー機器の導入や木質バイオマス等の地域資源の活用などによる省エネルギー型温室への転換を推進・高収量技術の導入により単位面積当たりの生産コストの削減を推進○集出荷コスト10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・集出荷貯蔵施設の高度化、大型化の推進による産地流通体制の強化・首都圏に位置する優位性を生かすための保冷設備を併設した集出荷施設などの流通体制の整備・輸送コストの削減や輸送時間を短縮するための取組を推進<p>【コスト削減効果の比較の考え方】
生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上<ul style="list-style-type: none">・契約取引先からの定時、定量、定品質供給に対応するための戦略的な出荷販売を推進<p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】
契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較</p>○農産物輸出の取組<ul style="list-style-type: none">・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上<p>【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】
輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較</p>○労働生産性の10%以上の向上<ul style="list-style-type: none">・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進<p>【労働生産性の向上の比較の考え方】
労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較</p> |
|--|--|

作物名	
(7) 植木 〈造形樹、 公共緑化樹 等〉	<p><千葉県農林水産業振興計画、千葉県花植木振興計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出相手国の検疫条件に対応するための生産、流通体制の整備を推進 ・露地栽培でのかん水施設の導入を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較（高収益品目に限る）又は、 単位面積当たり販売額又は所得額で比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・高性能、省力化機械等の導入により単位当たりの生産コストの削減を推進 ・高収量技術の導入により単位面積当たりの生産コストの削減を推進 ○集出荷コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストの削減や輸送時間を短縮するための取組を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> ○農産物輸出の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 %以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <p>【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】</p> <p>輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較</p> ○労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・機械導入による労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>【労働生産性の向上の比較の考え方】</p> <p>労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較</p>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（県庁各課、農業事務所等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 「産地パワーアップ計画」及び「取組主体事業計画」の審査等の方針・体制

ア 審査方針

生産コストの削減、販売額の増加等により産地の高収益化に資する計画であるとともに、県実施方針に即したものとなるよう適切に審査を実施するものとする。

イ 審査体制

県（生産振興課、農業事務所）及び市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施し、審査精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施するため、地域協議会等の管内の関係者（農業事務所、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

(3) 産地パワーアップ計画の提出

地域協議会長等は「産地パワーアップ計画書」を知事に提出する際、「取組主体事業計画書」を添付すること。また、知事に提出した書類の写しを市町村長宛て提出すること。

4 取組要件

(1) 基金事業 ① 整備事業

対象作物	取組要件
<p>① 水稻 <主食用米、新市場 開拓用米></p> <p>② 麦・大豆・子実 用とうもろこし</p> <p>③ 落花生</p> <p>④ 野菜 (いも類を含む) <施設栽培、 露地栽培></p> <p>⑤ 果樹 <県果樹農業振興計 画に位置付けられ ている品目 等></p> <p>⑥ 花き <切花、鉢花、 観葉 等></p> <p>⑦ 植木 <造形樹、 公共緑化樹 等></p>	<p>○補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の別表2のIIのメニュー1（収益性向上対策）に準じて整備事業に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>○取組要件 交付等要綱 別記2「別紙1」、「共通1、2及び3」の要件等をクリアする取組を事業対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 「収益性向上対策の事業内容等」の「II 整備事業」 ・共通1 「産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費」 ・共通2 「産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準」 ・共通3 「産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件」

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
<p>① 水稻 〈主食用米、新規需要米、加工用米、新市場開拓用米等〉</p> <p>② 麦・大豆・子实用とうもろこし</p> <p>③ 落花生</p> <p>④ 野菜 （いも類を含む） 〈施設栽培、露地栽培〉</p> <p>⑤ 果樹 〈県果樹農業振興計画に位置付けられている品目 等〉</p> <p>⑥ 花き 〈切花、鉢花、観葉 等〉</p> <p>⑦ 植木 〈造形樹、公共緑化樹 等〉</p>	<p>○取組要件 交付等要綱 別記2「別紙1のIの1」の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 産地としての生産コスト削減又は販売額向上に必要不可欠な助成対象とする機械・設備及び資材については、別紙「補助対象一覧」のとおりとする。 なお、取組主体またはリース会社が農業機械等を購入する業者の選定に当たっては、複数の業者より見積書を提出させること等により、事業費の低減を図らねばならない。 また、農業機械については、利用条件に応じた作業能率や作業可能日数等を基に作業可能面積等を検討し、過剰投資とならないよう機種、能力及び台数等を選定すること。</p>

(3) 効果増進事業

対象作物	取組要件
① 落花生 (省力化機械の 実証)	<p>○取組要件 交付等要綱 別記2「別紙1のIの2」の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。</p>
② 野菜 <露地栽培> (省力化機械の 実証)	<p>○補助対象機械 産地としての生産コスト削減又は販売額向上に必要不可欠な実証機械については、別紙「補助対象一覧」のとおりとする。 なお、農業機械等を購入する業者の選定に当たっては、複数の業者より見積書を提出させること等により、事業費の低減を図らねばならない。 また、農業機械については、利用条件に応じた作業能率や作業可能日数等を基に作業可能面積等を検討し、過剰投資とならないよう機種、能力及び台数等を選定すること。</p>
③ 植木 <造形樹> (輸出向け機械の 実証)	

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

○計画申請時

(1) 整備事業

(添付資料)

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、カタログ、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働時間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再合理化の取組を行う場合）等、⑨決算書直近3期分、定款、登記事項全部証明書（法人の場合）、青色申告書直近3年分（農業者の場合）、⑩役員名簿（様式1※：電子データ）、⑪誓約書（様式2※）、⑫保険への加入に関する誓約書、⑬その他必要な書類（現状値及び目標値の算定根拠等）

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

①申請者の規約（団体の場合）、②機械の利用計画、③営農計画書の写し、④能力・台数などの算定根拠、⑤費用対効果分析（機械導入の場合）、⑥見積書（全社分）、⑦カタログ、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨役員名簿（様式1※：電子データ）、誓約書（様式2※）、⑩保険への加入に関する誓約書、⑪その他必要な書類（現状値及び目標値の算定根拠等）

○実績報告時

(1) 整備事業

①出来高設計書、②入札又は見積関係書類、③契約書、④財産管理台帳、⑤領収書（支払済みの場合）の写し など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業（該当するもの）

①入札又は見積関係書類、②（売買・リース）契約書、③リース借受証、④財産管理台帳（機械導入の場合）、⑤納品書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真、⑧動産総合保険等加入の写し など

II 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

（I -○計画申請時- (1) 、 I -○実績報告時- (1) 整備事業と同様の書類を提出するものとする。）

※電子申請の場合は原本を保管すること。

6 取組主体助成金の交付方法

取組主体助成金の交付方法（申請、請求、支払）については、事業の適正な執行のため、市町村を経由することとし、千葉県産地パワーアップ事業補助金交付要綱に基づき手続を行うこととする。（別紙「交付手続の流れ」を参照）ただし、受益地が県全域に渡り、県施策を推進する団体が取組主体である場合は、当該団体へ直接交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

（1）契約に当たっての条件（交付等要綱 第13）

- ・売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書及び不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（2）助成金の返納（交付等要綱 別記2 第13）

- ・取組主体助成金を受けた後に産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

（3）補助金に係る消費税仕入控除税額の返納（交付等要綱 第9の2）

- ・補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

（4）財産の管理等（交付等要綱 第23）

- ・助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せざることがある。

(5) 財産処分の制限（交付等要綱 第24）

- ・取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ・適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
- ・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

(6) 取組主体事業計画の評価（交付等要綱 別記2 第16）

- ・取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
- ・なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

8 その他

○「産地パワーアップ計画」の「産地の範囲」の基準について

一定のまとまりを持った範囲を産地とすることが基本であるが、生産又は集出荷等を共同で行う農業者・団体の集まりについても、省力化等によるコスト削減や産地拡大等が期待できることから、産地の範囲として認めることとする。ただし、産地のまとまりとして、高収益に向けた取組となる計画であるか適正に審査する。

（共同で行う農業者・団体とは、JA、営農組織、機械共同利用組合等をいう。）

○「産地パワーアップ計画」の「成果目標」について

事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「2 基本方針」の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本県の農業について、

- | | | |
|--------------------------|----------------|---------------------------|
| ① 千葉県農林水産業振興計画 | ② 農業振興地域整備基本方針 | ③ 千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 |
| ④ 千葉県水田収益力強化ビジョン | ⑤ 千葉県果樹農業振興計画 | ⑥ 千葉県花植木振興計画 |
| ⑦ 千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針 | | |

と整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
①水稻 ②麦・大豆・子実用とうもろこし ③落花生 ④野菜（いも類を含む） ⑤果樹（県果樹農業振興計画に位置付けられている品目 等） ⑥花き（切花、鉢花、観葉 等） ⑦植木（造形樹、公共緑化樹 等）	<p>○作付面積又は販売額の増加（維持）のため、以下の取組等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業用ハウスの再整備・改修 <ul style="list-style-type: none"> ・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備 ・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入 ②果樹園等の再整備・改修 <ul style="list-style-type: none"> ・果樹等の改植等 ・樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修 ・作業道の導入・改良 ③農業機械の再整備・改良 <ul style="list-style-type: none"> ・生産機能を継承するために必要な農業機械の導入・リース導入 ・作業性、安全性、操作性、効率性改善のための改良 ④生産装置の継承・強化に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理 ・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組 ・再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組

	<p>⑤生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理、労務管理等の実証 ・技術継承、普及のための研修等による人材育成 ・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学による研修会を開催
--	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

本実施方針I（収益性向上対策）の3（本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制）と同じ。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
①野菜 ②果樹 〈県果樹農業振興計画に位置付けられている品目 等〉 ③花き 〈切花、鉢花、観葉 等〉 ④植木 〈造形樹、公共緑化樹 等〉	<p>○取組要件 交付等要綱 別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙「補助対象一覧」に定めるとおりとする。</p>

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹 〈県果樹農業振興計画に位置付けられている品目 等〉	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 交付等要綱 別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 別紙「補助対象一覧」に定めるとおりとする。 ○果樹等の改植等を行う場合の対象品目・品種 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県果樹農業振興計画において振興方向を位置付けられた品目を対象とする。 ・対象品種は、県内の各産地協議会の果樹産地構造改革計画において、生産を振興する品種と位置付けられたものとする。（選定理由：各産地において、必要と判断された品種であるため）

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
①水稻 ②麦・大豆・子実用とうもろこし ③落花生 ④野菜 （いも類を含む） ⑤果樹 〈県果樹農業振興計画に位置付けられている品目 等〉 ⑥花き 〈切花、鉢花、観葉 等〉 ⑦植木 〈造形樹、公共緑化樹 等〉	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 交付等要綱 別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 別紙「補助対象一覧」に定めるとおりとする。

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
①水稻 ②麦・大豆・子実用 とうもろこし ③落花生 ④野菜 (いも類を含む) ⑤果樹 <県果樹農業振興計 画に位置付けられ ている品目 等> ⑥花き <切花、鉢花、 観葉 等> ⑦植木 <造形樹、 公共緑化樹 等>	<p>○取組要件 交付等要綱 別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
①水稻 ②麦・大豆・子実用 とうもろこし ③落花生 ④野菜 (いも類を含む) ⑤果樹 <県果樹農業振興計 画に位置付けられ ている品目 等>	<p>○取組要件 交付等要綱 別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 • 別紙「補助対象一覧」に定めるとおりとする。 • 技術実証は、栽培管理や労務管理等の技術のうち、産地において次世代に継承していくことを前提としたものと する。</p>

⑥花き 〈切花、鉢花、 観葉 等〉	○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 ・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）、農業機械の取扱技術の習得や関係法令の知識の習得等が可能な研修会等を開催する。
⑦植木 〈造形樹、 公共緑化樹 等〉	

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

本実施方針I（収益性向上対策）の5（取組内容及び対象経費等の確認方法）と同じ。

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

取組主体数＝ポイントとし、ポイントの最も高い産地計画を優先して予算の範囲内で採択する。

なお、ポイントが同数の場合は、現状に対する目標面積の増加率の高い産地パワーアップ計画を優先して決定することとする。

7 取組主体助成金の交付方法

本実施方針I（収益性向上対策）の6（取組主体助成金の交付方法）と同じ。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

本実施方針I（収益性向上対策）の7（事業実施に当たっての取組主体に対する条件）と同じ。

9 その他

本実施方針I（収益性向上対策）の8（その他）と同じ。

III 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壤の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

千葉県では、各地域で行われている土壤分析や、県内農耕地土壤のモニタリング調査に基づき作成した「千葉県主要農作物等施肥基準」により土づくりや適正施肥の推進に取り組んでいるところである。しかしながら、普通畑、野菜畑、野菜施設等の作土層では浅層化の傾向がみられ、堆肥施用等に関するアンケート調査では、いずれの地目においても10a当たりの平均施用量は減少傾向にあることから、県内農地の地力低下が懸念される。このため、耕種農家が新たに牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を施用し、実証的な活用による全県的な土づくりの展開に結び付けていく。

3 本事業の推進・指導方針・体制

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係機関が連携し、推進・指導に当たるものとする。

(1) 関係機関における役割分担

取組主体（農業者、農業者団体等）：事業計画書作成、対象ほ場選定、堆肥の調達・運搬・施用、土壤分析の実施・分析結果の活用、土づくりに関する研修会の開催等

市町村、地域協議会：事業計画書とりまとめ、土づくりに関する助言・指導等

千葉県農業再生協議会、県（県の出先機関を含む）：県事業計画及び産地パワーアップ計画作成、土づくりに関する助言・指導等

(2) 「産地パワーアップ計画」及び「取組主体事業計画」の審査等の方針・体制

ア 審査方針

生産コストの削減、販売額の増加等により産地の高収益化に資する計画であるとともに、県実施方針に即したものとなるよう適切に審査を実施するものとする。

イ 審査体制

県（生産振興課、農業事務所）及び市町村における審査は、補助事業に精通した者が主として実施し、審査精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施するため、地域協議会等の管内の関係者（農業事務所、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

（3）産地パワーアップ計画の提出

千葉県農業再生協議会長等は「産地パワーアップ計画書」を知事に提出する際、「取組主体事業計画書」を添付すること。

また、知事に提出した書類の写しを市町村長宛てに提出すること。

4 取組要件

交付等要綱 別記2別紙2のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

（1）土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

堆肥等による継続的な土づくりの取組の推進は全県的な課題であるため、県内のすべての地域を対象とする。また、農地土壤の生産力の維持・増進の重要性は品目によらないことから、水稻等の土地利用型作物、果樹・野菜・花き等の園芸作物を広く対象とする。

（2）活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針

対象とする堆肥は、完熟たい肥又はペレット堆肥とする。堆肥の施用量は、地力増進法に基づく地力増進基本指針や県の「主要農作物等施肥基準」をもとに、地域の気象条件、土壤条件および栽培作物等を踏まえて設定するものとし、実証前の土壤分析結果に基づき増減できるものとする。

（3）堆肥等の実証的な使用による土づくりを行うほ場の選定方針

堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下が見られるほ場であって、土壤分析及び作物体の分析結果等に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては、地域及び作物への偏りが生じることがないように留意する。

（4）取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壤等の分析の実施

土壤等の分析は、実証ほ場の選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとする。なお、成果目標とする分析項目は、「主要農作物等施肥基準」で示されている土壤の化学性に係る項目とし、現地の実態（地目、土壤の種類・状態、作物）に応じて、土壤の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定する。

（5）ペレット堆肥の施用による土づくりを行う場合の栽培実証の実施

ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、ペレット堆肥の実証圃の面積概ね1ha当たり1か所で実施するものとし、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証するものとする。

[堆肥の選定に当たっての留意事項]

- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの又は指定混合肥料として若しくは特殊肥料として届出がなされたものとする。
- 牛等の排泄物に由来する堆肥中に含まれるクロピラリドにより生育障害が発生する場合があるため、適切に対応するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

○計画申請時

堆肥等の施用を行う場の位置図、土壤等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、成果目標（現状値）の算出根拠となる資料、見積書等により確認する。

○実績報告時

堆肥等の施用を行った場の位置図、土壤等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績が記載された書類、土壤分析の結果等により確認する。

○確認検査時

対象経費に関わる決裁、通帳、支出証拠書類等により確認する。

6 取組主体助成金の交付方法

堆肥とペレット堆肥のそれぞれの面積に乗じて支払われる千葉県への交付額及び県予算額の範囲内で、地目や作物毎に設定した単価を上限に、取組主体に対して交付するものとする。

また、取組主体助成金の交付方法（申請、請求、支払）については、本実施方針I（収益性向上対策）の6（取組主体助成金の交付方法）の規定を適用する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めることとする。

8 その他

【別 紙】 補助対象一覧

内 容	
1 機械・設備 (生産支援事業、効果増進事業、生産基盤強化対策事業)	<p>乗用型田植機、トラクター、コンバイン、畦塗機、色彩選別機 は種機、土詰機、定植機、移植機、管理機、防除機（無人含む）、肥料散布機、収穫機、出荷調製機、選別機、包装機、予冷庫、土壤消毒機アタッチメント（本体価格50万円以上に限る） 養液栽培装置、環境制御装置、保温・加温設備、ヒートポンプ、循環扇（制御装置含む）、炭酸ガス発生装置、細霧冷房装置、栽培用照明設備、灌水施肥装置、育苗装置 加工機械（製粉機、製パン機、製麵機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、搾汁機、搾油機、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加压機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薰蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、洗净機等） ※ その他、成果目標の達成に必要と認められる機械・設備 ※ 中古農業機械等（残存年数が2年以上）も対象となるが、使用状況（走行距離や稼働時間など）や知事認定整備工場で整備されたものかどうかなどを確認し、事業継続が確実と見込まれる機械等に限る</p>

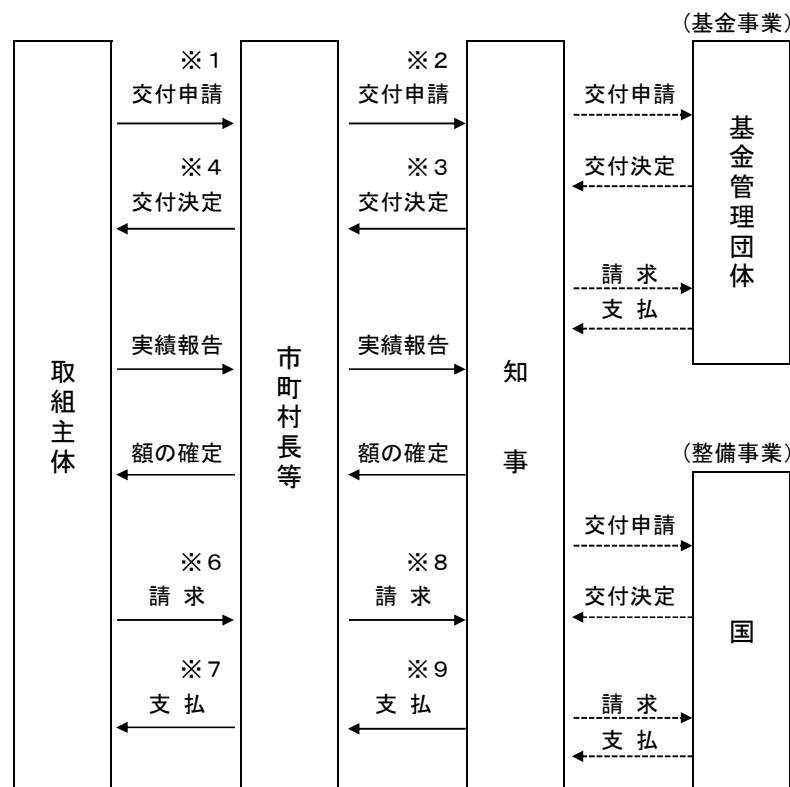
注) 設置工事費は助成対象外

内 容	
2 資 材 (生産支援事業、生産基盤強化対策事業)	<p>簡易パイプハウスのパイプ（自力施工を前提とするものに限る）、被覆資材、遮光・保温カーテン、防虫ネット、栽培ベンチ、隔離ベット、灌水チューブ、手動換気装置、多目的防災網、果樹棚、防風ネット 果樹苗木（改植に用いる場合に限る） ※ その他、成果目標の達成に必要と認められる資材</p>

注) 設置工事費は助成対象外

【別 紙】 交付手続の流れ

○ フロー



(注) 本実施方針I (6) ただし書きによる団体の場合は、
市町村長等を経由せず、取組主体へ直接交付するものとする。

1 交付申請

※1 取組主体は、本事業の交付を受けようとするときは、市町村長等に交付申請書を提出。

〈添付資料〉

取組主体事業計画書、
実施設計書（基金事業（整備事業）、整備事業の場合）等

※2 市町村長等は、受理した交付申請を審査し適当と認めた上で本事業の交付を受けようとするときは、取組主体からの交付分を取りまとめ、知事に補助金交付申請書を提出。

※3 知事は、市町村長等からの交付申請書を受理した場合において適当と認めたときは、交付決定を通知。

※4 市町村長等は、知事から交付決定された後、取組主体へ交付決定を通知。

※5 交付決定前着工届を提出する場合は、補助金の内示を受けた後に市町村長を経由し知事に提出するものとする。

2 請求及び支払

※6 取組主体は、事業が完了した場合は交付請求書を市町村長に提出。

※7 市町村長等は、取組主体からの請求書を受理した場合において適當と認めたときは、請求者に補助金を支払う。

※8 市町村長等は、取組主体からの交付請求書をとりまとめ、補助金交付請求書を作成し、知事に提出。

※9 知事は、市町村長等からの補助金交付請求書を受理した場合において適當と認めたときは、補助金を支払う。

様式 1

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSHR	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

印

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

- 注 1 本人が自署で作成する場合は、押印を省略することができる。
 2 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所
(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

印

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県産地パワーアップ事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられること又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注 1 本人が自署で作成する場合は、押印を省略することができる。

2 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。